



平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社リロ・ホールディング  
代表者名 代表取締役社長 土 屋 真  
( J A S D A Q ・ コード 8 8 7 6 )  
問合せ先 取 締 役 門 田 康  
電 話 0 3 - 5 3 1 2 - 8 7 0 4

## 内部統制システムの基本方針の一部改定について

当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、下記のとおり内部統制システムの基本方針の一部改定について決議いたしましたのでお知らせいたします。（変更箇所は下線で示しております。）

### 記

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ① 役職員の事業活動における職務の執行が法令・企業倫理・社内規則等に適合することを確保するため、コンプライアンス担当役員を任命すると共に、担当部署として法務コンプライアンス室を設置する。
  - ② 役員に対しコンプライアンス教育等を行うことにより、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
  - ③ 社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会勢力に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応し、一切の関係を遮断する。
- (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
  - ① 取締役の職務の執行にかかる情報に関しては、社内規程に基づき保存年限を各別に定め保存する。
- (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
  - ① リスク管理については、会社規程を定めるとともに、全社的リスク管理を法務コンプライアンス室が担当する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役の職務執行の効率性を向上させ、採算管理を徹底するため、予算制度を設ける。
  - ② 取締役の職務執行は、業務分掌規程、職務権限規程において職務執行の責任と権限の範囲を明確にして効率的に行う。

- (5) 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①グループのコンプライアンスポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指す。
  - ②親子会社間の定例会議や月次・週次レビューを通しての情報交換により連携体制の確立を図る。
  - ③グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、財務報告書作成時の不正または誤謬の発生に対する未然防止および早期発見のため、運用・監視・改善を継続する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ①監査役から補助すべき使用人が求められた場合、法務コンプライアンス室に必要な要員を配置し対応する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①法務コンプライアンス室の監査役を補助すべき使用人の人事に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ①取締役および使用人は、監査役会に対して「違法不正行為」「重大な損害を与える事項」「社内処分事項」を監査役会に報告すべき事項とする。
- (9) その他監査役の監査が実行的に行われることを確保するための体制
- ①監査役と代表取締役が定期的にミーティングを行うことにより、適切な意思疎通および効果的な監査を遂行する体制を目指す。

以 上